

仕様書

1 委託業務の名称

電子ギフト発行・管理に関する業務

2 業務概要

本業務委託は、発注者が実施する「(仮称) スマホ申請やってみようキャンペーン」参加者の中から抽選で当選した市民へ電子ギフトを配布する。

3 履行期間

令和8年10月16日から令和9年3月31日

※業務スケジュール別紙参照

4 対象者

(1) 対象者は以下のとおりとする。

令和8年10月9日から同年12月10日までの間、満60歳以上の市民を対象として実施する「(仮称) スマホ申請やってみようキャンペーン」参加者の中から、発注者が抽選を行い決定した当選者160名とする。

5 電子ギフト交付金額

(1) 一人5,000円

6 業務内容

(1) 電子ギフトの発行・管理

① 発注者から提供する当選者リストに基づき、当選者が電子ギフトにアクセスするためのURL等を、令和9年1月15日までに簡易書留（定形郵便）にて送付すること。

ア) 送付物：宛名、電子ギフトURL等、電子ギフト交換方法の案内を記載した帳票（A3帳票1枚、カラー・両面印刷）

② 対象者の電子ギフトの利用状況を、受注者が管理番号等により管理できること。

③ 電子ギフトの内容は、対象者のニーズに合った幅広い利用方法の選択肢を用意するために、電子ギフトの種類として、下記4種を必ず含む、4種類以上の形式を掲載すること。

ア) 日常の購買行動の延長線上で利用できるように、実店舗での商品受け取りや各種サービスを受けることができるもの

イ) 利用者の利便性を担保するために、実店舗での商品受け取りやサービスを提供する提携企業数は、10 社以上確保できること

ウ) 外出が難しい対象者を想定し、EC サイト上での商品の購入や各種オンライン上のサービス利用に充てることができること

※欠品による商品選択の不自由が生じないようにするため、掲載提携する EC サイトは 10 サイト以上を用意し、生活に活用できる商品が幅広く掲載されていること。また、提携する EC サイトは合計で 10 万点以上の商品掲載がされていること。

エ) キャッシュレス決済・電子マネー (5 ブランド以上) と交換できるもの。

④ 電子ギフトはラインナップの中から自分の好きな商品を選べる形式とする。

⑤ 電子ギフトは、紛失を防止するため、スマートフォン等に簡単に保存できるような工夫がされていること。

⑥ 電子ギフトに掲載されている商品の価格については、原則として、全ての商品について、各掲載価格が市場価格を上回らないことが担保されていること。掲載する商品のラインナップについて、全ての商品の市場価格と交換ポイントの設定を一覧化して発注者へ納品し、市場価格と交換ポイントに差分が無いことを示すこと。なお、住民の利便性を鑑みて、ポイント設定の端数十円単位の差分は認めるものとする。

※ 市場価格の定義については、商品の提供元事業者が本事業外で商品を市販する価格（メーカー小売希望価格ではない点に留意すること）とする。受注者が商品・サービスを仕入れている場合は、当該商品の大手 EC サイトや小売チェーン店 2-3 社における市販価格の平均値とするなど、発注者への納品に際し留意すること。

⑦ 対象者が電子ギフトの選択（交換）ができる期間は、令和 9 年 3 月 31 日までとする。

⑧ 対象者が電子ギフトの選択（交換）後に使用できる期間は、対象者の電子ギフト受け取りを起点として、6 ヶ月よりも長い期間を一律で付与すること。最終的に発注者と協議の上、決定することとする。

⑨ 電子ギフトの受け取り状況や商品の交換割合について集計の上、発注者の求めに応じて集計結果を提供することができること。

7 情報セキュリティ対策

(1) 基本要件

機密性、可用性及び完全性を高次元で実現した情報セキュリティ対策がなされていること。

(2) 第三者資格の認証

「プライバシーマーク認証」及び「情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）認証」のどちらかを有しており、情報システムセキュリティ管理体制を確立していること。

(3) アクセスログの提出

- ① システム内部処理部分及び Web サーバへのアクセス部分のアクセスログについて、発注者の求めに応じ随時提出を行うこと。
- ② Web サーバ等への不正なアクセスについて、検知及び防御したアクセスの種類とそれぞれのアクセス数を記載したレポートを発注者の求めに応じ随時提出を行うこと。

(4) 情報セキュリティインシデント発生時の公表

本契約に関し情報漏えい等の事故が発生した場合は、受注者は発注者に対し、必要な情報提供等を行うこと。また、発注者はその内容に応じて、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

8 支払条件

電子ギフトに係る費用については、対象者の交換数に応じて支払うものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ定めるものとする。